

# KSK 令和3年5月号 川身協事務局通信

公益財団法人 川崎市身体障害者協会  
川崎市障害者社会参加推進センター  
川崎市障害者スポーツ協会  
TEL044-244-3975 FAX044-246-6943  
E-mail : [zksk@nifty.com](mailto:zksk@nifty.com)  
ホームページ : <http://kawashinkyo.org>

- ☆ 次年度に向けての要望書に対する市からの回答
- ☆ 「PCR集合検査場」が開設されました
- ☆ 「川崎じもと応援券（第2弾）」購入申込のご案内

## ☆次年度に向けての要望書に対する市からの回答☆

令和2年8月に川崎市に提出いたしました、要望事項について、  
令和3年3月に川崎市から回答がありましたので、掲載いたします。

### 1 (視覚)

視覚障害者の安全な歩行のため交通信号システムの改善と日常生活用具シグナルエイドの基準価格の12,000円への引き上げを要望します。

#### 【回答】

信号機などの交通規制に関する権限につきましては、道路交通法第4条に基づき神奈川県公安委員会にあり、その事務は神奈川県警察で取り扱っております。

本市といたしましても、視覚障害者用付加装置を整備していくことは、視覚に障害のある方の安全を守るために有効な対策の一つと考えておりますので、その導入につきまして神奈川県警察と連携を図ってまいりたいと考えております。

また、その上で、日常生活用具の歩行時間延長信号機用小型送信機の基準単価につきましては、国や他都市の取組を踏まえて、調査・検証してまいりたいと考えております。

(市民文化局・健康福祉局)

### 2 (聴覚)

緊急事態宣言の時でも情報保障の充実を要望します。

#### 【回答】

聴覚障害者情報文化センターや各区役所で実施しているろうあ者・難聴者相談や手話通訳者・要約筆記者の派遣については、緊急事態宣言の時でも休止することなく、実施しております。

今後におきましても、タブレット端末等を用いた遠隔手話等の活用も含め、手話での情報保障を充実させてまいります。

(健康福祉局)

### 3 (脊損)

「障害者移動サービス券（仮称）」交付制度の実施を要望します。

#### 【回答】

「川崎市重度障害者福祉タクシー利用券」「川崎市ふれあいフリーパス」「自動車燃料費」のいずれにも使用できるサービス券につきましては、川崎市ふれあいフリーパスのみ利用可能である障害者との公平性の観点、財政的な課題などを踏まえ、障害者本人の移動手段確保という制度の目的や持続可能性の観点から、各障害者団体等からの御意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

(健康福祉局)



4 (オストミー)

ストーマ装具が災害時に、即、使用できるように自宅近くの避難所に個人用の装具を保管できる場所を確保するように要望します。

【回答】

ストーマ装具やストーマ用品等は形状等が多種多様で、かつ、個別性が高いものであることから、御自身の取組として備えていただきたいと思いますと考えております。

しかし、家屋が倒壊し、持ち出しが困難となる場合もありますことから、現在 150 個を公助として備蓄しているところです。

避難所は避難が必要な方を一時的に受け入れる施設で、小中学校は本来、教育を行うための公共施設であり、また、医務室は、災害発生時は避難所運営に利用するため、避難者の立入を制限する場所とされており、平常時から個人用物資の保管は困難であると考えております。

備蓄品ストーマ装具等については、関係団体の御意見を伺いながら、関係局区と連携し、検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

(総務企画局・健康福祉局)

5 (難聴)

福祉バスにヒアリングループの設置を要望します。

【回答】

「川崎市障害者福祉バス運行事業」は、障害者の社会参加を促進するために、社会見学やレクリエーション等の事業を行う際に利用していただく福祉バスを運行する事業でございます。

ヒアリングループの設置につきましては、福祉バス事業者等の御意見も伺いながら、他都市の実施状況等もふまえ、検討してまいりたいと考えております。

(健康福祉局)

6 (腎臓)

障害児者・透析者を含む移動困難者に対する通院・送迎の支援をしていただくよう要望します。

【回答】

「川崎市重度障害者福祉タクシー事業」の本来の趣旨は、「社会生活上の移動に制約を伴う重度障害者に対して、タクシー利用券を交付し、外出時に利用するタクシー料金の乗車料金の一部を助成するもの」でございます。

そのうえで、人工透析患者の方につきましては、週 3 回、1 回につき 3～4 時間の継続透析が必要となること、また、血液透析による血圧低下など身体的負担等を総合的に考慮して、交付申請の際に、通院先医院や通院回数を申し出ていただくことで、他の重度障害者の方と比べて、2 倍の交付を行っております。

今後につきましては、車椅子を常用されている重度障害者との公平性の観点、他の移動支援サービスとの関係性、財政的な課題など、現行の制度を維持していく中で、引き続き、人工透析の当事者団体の方や、それ以外の当事者団体の方々との意見交換や、タクシー事業者等のご意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

(健康福祉局)

7 (川身協)

障害を理由とする差別の解消のための施策の推進を要望します。

【回答】

本市では、令和元年 12 月に、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、「不当な差別的取扱いの禁止」に関する規定を設け、障害等を理由とする不当な差別的取扱いを禁止することなどを定めております。

今年度、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会に対して「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』の改定の方向性」について諮問を行い、現在、同協議会では、審議を行っております。

今後、諮問に対する答申の内容等を踏まえ、「川崎市人権施策推進基本計画」の改定に向けた作業を進めるとともに、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、具体的な取組を着実に推進してまいります。

(市民文化局)

追加要望 1 (難聴)

パンデミックの時でも、聴覚障害者に情報がもれなく伝わるような配慮をしていただくよう要望します。

【回答】

聴覚障害者の情報提供については、市内唯一の聴覚障害者情報提供施設である聴覚障害者情報文化センターと調整し、平時、非常時を問わず手話通訳者・要約筆記者の派遣や相談受付等を実施しているところです。

また、近年、ICT 技術を活用した様々な情報の基盤整備が進められておりますので、聴覚障害者情報文化センターや聴覚障害者団体等と協力して情報保障の充実に努めてまいります。

なお、一例として、今回の新型コロナウイルス感染症については、次のとおりの対応を行っております。

①帰国者・接触者外来の受診では、受診受付の見直しが行われ、現在、遠隔手話通訳サービスの利用が可能となっています。

②新型コロナウイルス感染症に関する情報を動画で発信する「かわさきコロナ情報」では、開始時から手話通訳又は字幕を付けて放映を行っております。また、令和 2 年 8 月から市長記者会見の動画配信において手話通訳を導入したほか、会見後 1 週間以内に市のホームページ上に会見録を掲載しており、内容に関わらず聴覚障害者への市政情報の発信力と情報伝達の即時性の向上を図っております。

(健康福祉局)

追加 2-1 (難聴)

センターの要約筆記者派遣業務についての要望

【回答】

令和 3 年度からの第 4 期指定管理期間におきましては、要約筆記派遣コーディネーターの正職員化等に対応する体制を整えることができるよう人件費・諸経費を含めた指定管理料上限額について引き上げを行っております。

(健康福祉局)

追加 2-2 (難聴)

要約筆記者養成講座の難聴講師を 2 名へ増員

【回答】

要約筆記者養成講座は、平成 28 年度から「手書き」と「パソコン」の 2 コースで開催させていただいております。

第 4 期指定管理期間に向けては、講師料の増額等を行うことができるよう指定管理料上限額について引き上げを行っておりますが、講師の体制については、今後とも事業の見直しにおいて検討してまいります。

(健康福祉局)

追加 2-3 (難聴)

会議のための情文センター分室の設置

【回答】

身体障害者及び付添者や福祉活動をしている方は聴覚障害者情報文化センター以外にも市内に 4 か所ある身体障害者福祉会館も会議等にご利用いただくことができますので、ぜひご活用ください。

(健康福祉局)

追加 2-4 (難聴)

難聴者の web 会議に要約筆記者派遣の要望

【回答】

web 会議への要約筆記者派遣については、厚生労働省からの事務連絡を受け、派遣するよう対応しているところです。タブレット端末の貸出も含めた ICT 技術の進展に伴う情報保障のあり方について、今後検討してまいります。

(まちづくり局)

追加 3-1 (オストミー)

日常生活用具のストーマ装具の基準額をイレオストメイト(回腸人工肛門保有者)も、ウロストメイト(人工膀胱保有者)と同額の 12,500円とするよう要望します。

【回答】

現在川崎市では、日常生活用具のストーマ装具の上限額を、人工肛門用が 9,500円、人工膀胱用が 12,500円となっております。

今後とも皆様の御意見等をもとに有効的に制度を活用出来るよう、運用面について検討してまいりたいと考えております。

(健康福祉局)

追加 3-2 (オストミー)

川崎市看護協会に対して介護福祉士やヘルパーに、ストーマ装具の交換及びストーマケア講習を実施するよう委託することを要望します。

【回答】

本市におきましては、川崎市看護協会に対して訪問看護師養成講習会の実施を委託しており、その中において、褥瘡・スキンケアの基礎知識の講義を行っているところです。

(健康福祉局)

追加 3-3 (オストミー)

かわさき基準認証を受けた「i-anza(いい安座)」を「住宅設備改良」又は「自立促進用具」の給付対象にするよう要綱を変更することを要望します。

【回答】

川崎市在宅重度障害者(児)やさしい住まい推進事業は、在宅生活での必要な動作に制限を受けている障害者(児)に対して、住宅の改修又は自立促進用具の交付を行うことにより、ご本人の自立の促進や、それに伴う介助者の負担軽減を目的としています。そのため、障害者(児)ご本人の負担の軽減を目的として、「i-anza(いい安座)」を一律に給付対象とすることは、現状では難しいものと考えます。

(健康福祉局)

追加 3-4 (オストミー)

医療的ケアが介護士やヘルパーが出来るように研修することを要望します

【回答】

本市におきましては、民間事業者に委託をし、介護士やヘルパー等介護職員に対するたんの吸引等研修を行っているところです。

(健康福祉局)

追加 3-5 (オストミー)

日常生活用具給付対象の洗腸用具を明確にする事を要望します。

【回答】

洗腸用具につきましては、日常生活用具の洗腸装具として、6か月13,000円の給付を行っているところです。

(健康福祉局)

追加 3-6 (オストミー)

日常生活用具給付対象品に、消臭潤滑剤(商品名:ニオフ)を追加することを明確にする事を要望します。

【回答】

本用具につきまして、皆様の御意見等をもとに有効的に制度を活用出来るよう、運用面について検討してまいりたいと考えております。

(健康福祉局)

## 「PCR 集合検査場」が開設されました

令和 2 年 5 月 11 日から、市内 3 か所に開設しています。

PCR 集合検査場は、川崎市が公益社団法人川崎市医師会に運営を委託し、市内の病院や診療所の医師が検査を行います。

### 1 開設時期、設置か所数

令和 2 年 5 月 11 日から、市内 3 か所に開設しています。

※設置場所は、円滑な運営と患者のプライバシーを守るため非公表

※開設期間は感染が終息するまでの当面の間

### 2 稼働日

各検査場で、週 2~4 日実施しています。

### 3 対象者

かかりつけ医（市医師会員）等を受診し、PCR 検査が必要と診断された方。

※医師等が検査の必要性があると判断した方が予約した上で利用するもので、患者ご本人のご希望に応じて利用できるものではありません。

### 4 検体採取方法

自家用車が利用できない方も利用できるよう、原則、ウォークスルー方式とし、一部、ドライブスルー方式の併用も検討中

### 5 PCR 検査

民間の検査機関に検査を依頼予定

## 診療、検査の流れ

### 1 連絡

かかりつけ医に相談・受診してください。

### 2 検体採取

かかりつけ医に PCR 検査が必要と診断された方は、かかりつけ医が PCR 集合検査場（市医師会が運営）に連絡し、市医師会が患者と検査実施日時の調整を行います。

PCR 集合検査場では、感染防護対策を講じた医師が検体を採取します。

医師に紹介された方が対象ですので、ご自身の希望で利用できるものではありません。

### 3 検査

民間検査機関等で PCR 検査を行います。

### 4 治療

検査の結果、陽性が確認された場合は、症状に合わせた治療を行います。

軽 症：宿泊又は自宅で療養

中等症：重点医療機関での入院治療

重 症：高度医療機関での入院治療

※陰性の場合、紹介元のかかりつけ医等で治療いただくことになります

## 「川崎じもと応援券(第 2 弾)」購入申込のご案内

川崎じもと応援券(第 2 弾)の購入申込が 4 月 22 日より始まっています。

川崎じもと応援券は新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促すため、令和 2 年度に引き続き、第 2 弾の販売が事前申込制で始まっています。購入申込みの期限は 5 月 24 日までとなっているので、購入を希望される方はお早めに。

概要：プレミアム率を 20%として、1 冊 12,000 円分(1,000 円券 12 枚)の商品券を 10,000 円で販売

発行総数：50 万冊

購入対象者：市内在住、在勤、在学の方

利用期間：令和 3 年 7 月 16 日(金)～令和 3 年 12 月 31 日(金)

利用店舗：市内中小の小売業、宿泊・飲食業、建設業、生活関連サービス・娯楽業、その他業種の店舗で利用が可能です。詳細は、川崎じもと応援券(第 2 弾)ホームページをご覧ください。

購入方法：利用者の利便性を高めるとともに、できる限り接触機会を減らすため、事前申込による郵送販売とします。

申込方法：じもと応援券ホームページ(じもと応援券 第 2 弾で検索 9 掲載のフォーマットに必要事項を入力してご応募いただくか、郵便ハガキの裏面に①希望購入冊数(上限 5 冊)②お名前③フリガナ④郵便番号・ご住所⑤住所が市外の方はお勤め先又は学校名⑥電話番号をご記入の上以下の送付先にご応募ください

〒113-8730 日本郵便株式会社 本郷郵便局 私書箱 16 号

川崎じもと応援券第 2 弾 応募受付係

申込期間：ホームページは 4 月 22 日(木) 8:30 から 5 月 24 日(月) 23:59 まで  
ハガキは当日消印有効



詳しくはQRコードを読みこみ  
じもと応援券HPよりご確認ください⇒



発行人 神奈川県障害者定期刊行物協会  
〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1752 番地  
障害者スポーツ文化センター横浜ラポール 3F 横浜市車椅子の会内  
編集人 公益財団法人川崎市身体障害者協会事務局  
〒210-0834 川崎市川崎区大島 1-8-6 南部身体障害者福祉会館 3F

頒価 10 円